

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した児童扶養手当法（以下「法」という。）に基づく児童扶養手当支給停止処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇市長（以下「処分庁」という。）が、令和 4 年 1 0 月 2 8 日付けの児童扶養手当支給停止通知書（以下「本件処分通知書」という。）により請求人に対して行った、法 9 条 1 項の規定に基づく児童扶養手当支給停止処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね次のことから、本件処分の違法性又は不当性を主張している。

現況届を提出した 1 週間後くらいに、処分庁の担当者から電話があり、「申告書の金額が多額ですが、これに慰謝料ははいっていませんか」と聞かれ、「慰謝料は全く払う気はないし、全て養育費です。」と話すと、「大丈夫です。慰謝料が全くはいてなければ、課税されることも手当の減額もありません。」と言われた。

「大丈夫です。」と言ったにもかかわらず、全額停止してきた。子ども 2 人合計月数 1 4 0 か月分。1 人／月 2 万 3 0 0 0 円程度である。相手の支払い方でこれはおかしい。

第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法 4 5 条 2 項の規定を適用して棄却すべきである

第 5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 5 年 8 月 2 8 日	諮問
令和 6 年 1 月 2 3 日	審議（第 8 5 回第 4 部会）
令和 6 年 2 月 1 3 日	審議（第 8 6 回第 4 部会）

第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 支給要件

法 4 条 1 項 1 号は、市長は、父母が婚姻を解消した児童、父が死亡した児童、父が政令で定める程度の障害の状態にある児童等の母が当該児童を監護する場合、当該母に手当を支給することとしている。

(2) 支給金額

法 5 条 1 項は、手当は月を単位として支給するものとし、令和 4 年 4 月以降の同項で定める基本額及び同条 2 項 1 号の加算額は、法 5 条 1 項、法 5 条の 2 第 1 項及び 3 項並びに児童扶養手当法施行令（令和 5 年政令第 1 1 3 号による改正前のもの。以下「法施行令」という。） 2 条の 2 第 1 項及び 2 項の規定により、それぞれ 4 3, 0 7 0 円及び 1 0, 1 7 0 円としている。

(3) 支給の制限

法 9 条 1 項は、手当は、手当の支給要件に該当する者（以下「受給資格者」という。）の前年の所得が、その者の所得税法に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに当該受給資格者の扶養親族等でない児童で当該受給資格者が前年の 1 2 月 3 1 日において生計を維持したもの（以下、扶養親族等と同児童を併せて「扶養親族・扶養外児童」という。）の有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の 1 1 月から翌年の 1 0 月までは、政令で定めるところにより、その全部又は一部を支給しないこととしている（以下「支給制限」という。）。

(4) 支給制限に関する政令の定め

ア 法施行令 2 条の 4 第 1 項は、法 9 条 1 項に規定する政令で定める額（全部支給所得制限限度額）は、扶養親族・扶養外児童が 2 人以上であるときは、870,000 円に扶養親族・扶養外児童のうち 1 人を除いた扶養親族・扶養外児童 1 人につき 380,000 円を加算した額としており、2 人のときの全部支給所得制限限度額は、1,250,000 円（＝870,000 円＋380,000 円）となる。

イ 法施行令 2 条の 4 第 2 項は、支給制限は、扶養親族・扶養外児童が 2 人であって、同項に規定する所得が 2,680,000 円（＝1,920,000 円＋380,000 円×2 人。全部支給制限開始所得額）以上である場合は、支給制限は、手当の全部について行うものとしている。

ウ 法 9 条に規定する所得について、法施行令 3 条 1 項は、その範囲は、前年の所得のうち、地方税法の規定による都道府県民税についての同法その他の都道府県民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得とするとし、ただし、受給資格者が母である場合には、当該母がその監護する児童の父から当該児童の養育に必要な費用の支払として受ける金品その他の経済的な利益に係る所得を含むとするとしている。

また、法施行令 4 条 1 項は、所得の額の計算方法は、その年の 4 月 1 日の属する年度分の都道府県民税に係る地方税法 32 条 1 項に規定する総所得金額、退職所得金額等から 80,000 円を控除した額とするとし、ただし、受給資格者が母である場合には、総所得金額等合計額及び当該母がその監護する児童の父から当該児童の養育に必要な費用の支払として受ける金品その他の経済的な利益に係る所得の金額の 100 分の 80 に相当する金額の合計額から 80,000 円を控除した額とするとしている。

(5) 現況届

児童扶養手当法施行規則（以下「法施行規則」という。）4 条は、手当の支給を受けている者は、児童扶養手当現況届に受給資格者の前年の所得の額（法施行令 3 条及び 4 条の規定によって計算した所得の額をいう。）並びに扶養親族等の有無及び数についての市町村長の証明書等の書類を添えて、毎年 8 月 1 日から同月

3 1 日までの間に、これを手当の支給機関に提出しなければならないとしている。ただし、これらの書類等により証明すべき事実については、法施行規則 2 6 条 7 項の規定は、手当の支給機関は、これを公簿等によって確認することができるときは、当該書類等を省略させることができるとしている。

2 本件処分についての検討

これを本件についてみると、処分庁は、請求人の受給資格を認定して手当を支給してきたところ、本件現況届等及び公簿により、請求人の前年（令和 3 年）の総所得金額が 0 円であり、受け取った養育費の 1 0 0 分の 8 0 に相当する金額が 5, 3 1 6, 3 8 4 円であること及び扶養親族・扶養外児童が 2 人であることを確認し、同額から法施行令 4 条 1 項本文に規定する 8 0, 0 0 0 円を控除した額 5, 2 3 6, 3 8 4 円が全部支給制限開始所得額 2, 6 8 0, 0 0 0 円以上であったことから、手当の全部について支給制限を行う場合に該当するとして本件処分を行ったことが認められる。

そうすると、請求人に対する手当を全部支給停止とする本件処分は、上記 1 の法令等の定めに則ったものであり、違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第 3 のとおり、処分庁の担当者から、養育費であれば手当の減額はない旨を言われた旨主張する。

しかし、養育費については、その 1 0 0 分の 8 0 に相当する金額を前年の所得として算定するものであり（上記 1 ・(4)・ウ）、本件処分が法令等の定めに則ったものであることは上記 2 で述べたとおりである。また、請求人が提出した養育費等に関する申告書の裏面にも、養育費等の 8 割を所得に加算する旨記載されているところである。

したがって、請求人の主張には理由がない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分について、違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、大橋真由美、山田攝子